

会員各位

細則の改定について

一般社団法人 日本形成外科学会
 理事長 中塚 貴志
 制度検討委員会
 委員長 仲沢 弘明

2018年4月13日の通常総会にて一般社団法人日本形成外科学会定款細則、小児形成外科分野指導医施行細則の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

1. 定款細則

改正の理由：理事選挙の開票作業の簡便化のため（現行の7名連記からの変更）

新	旧
第7条 評議員会における理事および監事候補者の選出方法は、理事にあっては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。	第7条 評議員会における理事および監事候補者の選出方法は、理事にあっては選出すべき人数の半数連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。

2. 小児形成外科分野指導医施行細則

改正の理由：申請資格の明確化のため

新	旧
第3章 特定分野指導医申請資格 第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。 2) <u>日本形成外科学会学術集会（総会および基礎学術集会）における小児形成外科領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。</u>	第3章 特定分野指導医申請資格 第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。 2) <u>日本形成外科学会学術集会における小児形成外科領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。</u>

以上